

神奈川県

厚木市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員（人以上）			
大企業 30,000 （製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業） 5,000 （情報通信業、卸売業・小売業※） 中小企業 5,000 （製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業、情報通信業・卸売・小売業※） 小規模企業 3,000 （製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業、情報通信業・卸売・小売業※） ※卸売業・小売業は東名厚木IC周辺地区、本厚木駅周辺地区に限る	—	（特定誘致地区） 不均一課税 （1・2年目課税免除、3～5年目 1/5 に軽減）	固定資産税 都市計画税	5年間
上記に加え ・戦略産業（環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圈を有する小売業、情報関連の製造業）	—	（一般誘致地区） 1/5 に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間
上記に加え ・戦略産業（環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圈を有する小売業、情報関連の製造業）	—	（特定誘致地区） 課税免除	固定資産税 都市計画税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
厚木市企業等の立地促進等に関する条例 ※ 厚木市企業立地サポート事業（企業立地奨励金）	H21. 3	〈対象事業〉 ○中小企業者や小規模企業者が立地する場合に限る ○製造業・情報通信業・卸売・小売業（東名厚木IC周辺地区及び本厚木駅周辺地区に限る。）・自然科学研究所 [投下資本額]	企業立地奨励金 ○立地に係る投下資本額の10%相当額、限度額5,000万円

		○中小企業は 5,000 万円以上 ○小規模企業者は 3,000 万円以上 〈対象地域〉 [特定誘致地区] ・厚木市が指定する8つの業務施設集積地区等 1. 東名厚木IC周辺地区 2. 本厚木駅周辺地区 3. 森の里及び周辺地区 4. 内陸工業団地 5. 厚木流通団地(長沼) 6. 酒井土地区画整理事業用地 7・尼寺工業団地周辺地区 8. 長谷厚木流通センター周辺地区 [一般誘致地区] ・特定誘致地区以外の市内全域 ・次のいずれかを満たすこと 1. 市内で3年以上継続して事業を行っていること 2. 立地する土地の敷地面積が 3,000 m²以上(情報通信業は 1,000 m²以上)	
(戦略産業奨励金)		〈対象企業〉 ・戦略産業(環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圈を有する小売業、情報関連の製造業) [投下資本額] ○製造業、自然科学研究所3億円(中小企業者は 5,000 万円)以上 ○情報通信業、卸売・小売業は 5,000 万円以上 ○小規模企業者は 3,000 万円以上 〈対象地域〉 ○特定誘致地区及び一般誘致地区	戦略産業奨励金 ○立地に係る投下資本額の3%相当額、限度額1億円 (中小企業は投下資本額の 13%相当額、限度額 5,000 万円)
(ロボット産業奨励金)		〈対象企業〉 ○ロボット産業に係る立地をした企業	大企業 500 万円 中小企業・小規模企業 250 万円
(本社機能奨励金)		〈対象企業〉 ○立地に伴い、新たに本社機能を備えた企業	大企業 500 万円 中小企業・小規模企業 250 万円
(雇用奨励金)		○製造業、自然科学研究所は 15 人(中小企業者、小規模企業者は1人)以上 ○情報通信業、卸売・小売業は5人以上(中小企業者、小規模企業者は1人)以上 〈対象企業〉 ○条例適用企業等	雇用奨励金 ○正規社員1人当たり 40 万円、正規以外の常時雇用者1人当たり 20 万円を交付(障がい者又は高齢者雇用の場合 10 万円加算)、限度額 1,000 万円

		〈対象地域〉 ○特定誘致地区及び一般誘致地区	
(産業用地創出奨励金・産業用地保全奨励金)		〈対象者〉 ○条例適用企業等に 3,000 m²以上の産業用地を売却または事業用定期借地権を設定した土地所有者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ア 当該産業用地の創出に伴い、事業所を廃止し、又は市外に移設した者 イ 当該産業用地に立地する企業等と同一の企業集団に属する者 〈対象地域〉 ○特定誘致地区及び一般誘致地区(準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る)	産業用地創出奨励金・産業用地保全奨励金 ○前年度の土地に係る固定資産税並びに都市計画税相当額

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))